

高松市職員の倫理および公正な職務の執行の確保に向けた取組みについて

I 総則

1 目的

職員の法令遵守および倫理の保持に資するため必要な事項を定めることにより、職務の執行の公正さに対する市民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する市民の信頼を確保することを目的とする。

2 定義

- (1) 職員 一般職に属する職員ならびに特別職に属する職員のうち市長、副市長、上下水道事業管理者、病院事業管理者および非常勤の嘱託員
- (2) 職員等 職員ならびに指定管理者および委託先における当該事務または事業に従事する者
- (3) 法令 法律および法律に基づく命令ならびに条例および規則
- (4) 公益通報 職員等が通報対象事実を高松市公正職務審査会（以下「審査会」という。）または高松市公正職務推進委員会（以下「推進委員会」という。）に通報すること
- (5) 通報対象事実 職員等の職務の執行における事実であって法令に違反するもの
- (6) 不当要求行為 次に掲げる行為
 - ア 職員の職務に関し、次に掲げることを求める行為であって、職員の公正な職務の執行を妨げるもの
 - (ア) 許認可その他の行政処分に関し、正当な理由がなく、特定の法人その他の団体または個人のために有利なまたは不利な取扱いをすること
 - (イ) 入札の公正を害することまたは公正な契約事務の執行を妨げること
 - (ウ) 人事（職員の採用、昇任、降任、転任等をいう。）の公正を害すること
 - (エ) 職務上知り得た秘密を漏らすこと
 - (オ) (ア)から(エ)までに掲げるもののほか、特定の法人その他の団体または個人のために有利なまたは不利な取扱いをすること
 - イ 暴力、乱暴な言動その他の社会常識を逸脱した手段により要求の実現を図る行為

II 基本原則

1 遵守すべき倫理原則

- (1) 全体の奉仕者であることの自覚
- (2) 市民の信頼を得る行動
- (3) 公共の利益の増進に努めること

2 責務

- (1) 職員の責務（差別的取扱いの禁止、不信を招く行為の禁止、職務や地位を私的利益に用いることの禁止）
- (2) 管理監督者の責務（指導、模範的行動、風通しの良い職場づくり）
- (3) 任命権者の責務（研修など必要な措置）

Ⅲ 審査会と推進委員会

1 審査会

- (1) 構成：外部の有識者で2～3人（弁護士，公認会計士など）
- (2) 職務：助言，内部通報・不当要求の審査等
- (3) 任期：2年（更新可）
- (4) 雇用形態：非常勤の委員として委嘱し，日額報酬を支払う。
（通報1件あたりの報酬は支払わない。審査や会議についての報酬を日額で支払う。）

2 推進委員会

- (1) 構成：職員の中から市長が任命
- (2) 職務：内部通報，不当要求行為の調査等

Ⅳ 公益通報

- (1) 職員等は，公益通報をするときは，推進委員会または審査会に対し，通報書を提出することにより行う。ただし，緊急を要するときその他特別の事情があるときは，この限りではない。
- (2) 公益通報は原則として実名により行うものとし，匿名により通報を行う場合には，相当な根拠を示さなければならない。
- (3) 通報を受けた審査会または推進委員会は内容を調査し，その結果を市長，任命権者ならびに通報者に報告しなければならない。（推進委員会が調査した場合は審査会にも報告する。）
- (4) 通報対象事実があると報告を受けた市長および任命権者は是正措置をとり，その内容を審査会に報告しなければならない。
- (5) 審査会は推進委員会の調査内容が不適切である場合は，再度の調査を指示しまたは自ら調査することができる。また，市長，任命権者の是正措置が不適切である場合は，再度の是正措置を勧告することができる。

Ⅴ 不当要求

- (1) 職員は，不当要求行為があれば，これを取り消すよう求めること。取り消すよう求めたにもかかわらず，なお不当要求行為があったときは，その内容を上司に報告するものとする。
- (2) 職員は，他の職員から不当要求行為があったとき，その他正当な理由があるときは，その内容を上司ではなく審査会または推進委員会に報告することができる。
- (3) 不当要求行為の報告は，原則として実名により行うものとし，匿名により報告を行う場合には，相当な根拠を示さなければならない。
- (4) 不当要求行為の報告を受けた上司は，その内容が明らかに不当要求行為に該当しない場合を除き，推進委員会に報告しなければならない。
- (5) 調査等の手続きについては公益通報の手続きを準用する。

Ⅵ その他

運用状況の公表